

（仮称）白馬村持続可能な観光地経営に関する条例の概要

【目的（第1条）】

- ・魅力ある活力に満ちた地域づくり
- ・本村経済の健全な発展
- ・村民生活の向上

持続可能な観光振興に関する施策の推進



観光地経営

- ・基本理念
- ・責務と役割
- ・財源確保の基本方針
- ・用途の基本方針

【定義（第2条）】

- ・村民 … 村内に在住・在勤・在学する個人、村内に事務所・事業所を有する法人・その他の団体
- ・観光事業者 … 村内で、観光関連事業を営む個人・法人・団体
- ・観光関係団体 … 観光振興を目的として、村民・観光事業者・行政機関等で構成される団体
- ・来訪者 … 本村を訪れる者・本村を通過する者

【基本理念（第3条）】

観光まちづくり

地域の活性化

村民が生活の場として次世代に引き継ぐ

地域の魅力化

誇りを持って世界中から来訪者を迎える

安全・快適

村民の平穏な生活との調和を重視

【観光振興のための担い手の役割等（第4条～第8条）】

村の責務

村民の役割

観光事業者の役割

観光関係団体の役割

来訪者の役割

【白馬村観光地経営ビジョン（第9条）】

観光地経営ビジョン

持続可能な観光地経営の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進



公表

- ① 施策についての基本方針
- ② 総合的かつ計画的に講ずべき施策と目標
- ③ その他施策推進に必要な事項

【白馬村観光地経営会議（第10条）】

観光地経営会議

村長の諮問に応じて調査・審議



組織等は附属機関条例に委任

- ① 経営ビジョンの策定
- ② 経営ビジョンの進捗管理
- ③ 宿泊税の事業評価及び基金事業計画の審議
- ④ その他、施策を推進するために必要な事項

【財源の確保（第11条）】

宿泊税

法定外目的税



税条例に委任

【宿泊税使途の基本方針等（第12条～第13条）】

基本方針

- ① 来訪者の利便性及び満足度向上に資する事業
- ② 来訪者が訪れることで生じる自然環境や住民生活への負の影響を抑えるための事業
- ③ 課題抽出及び事業の評価指標の設定や効果検証に必要な調査及び計画に関する事業
- ④ 観光リスクマネジメントに関する事業



使途とその内容

公表

【基金の設置等（第14条～第19条）】

白馬村観光地域づくり基金

使途の基本方針に掲げる事業に充てるため処分できる